鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要投稿基準

第１条　原稿の内容は論文，研究ノート，資料，総説，論説，翻訳，作品及び書評・図書紹介を基準とする．

第２条　投稿者は鳥取看護大学の教職員及び大学院生（修了者を含む．）並びに鳥取短期大学の教職員とする．ただし，学外者が共同研究者として名を連ねる場合はこの限りでない．

第３条　原稿は未発表のもので，和文または外国文とする．

第４条　掲載された論文の著作権は筆頭著者の所属する機関に帰属する．

第５条　人を対象とする生命科学・医学系研究又は動物を対象とする研究は，鳥取看護大学研究倫理審査委員会または鳥取短期大学研究倫理審査委員会あるいは主となる研究者が所属する施設の研究倫理審査委員会等の承認を得ていなければならない．

第６条　原稿の執筆要領は次のとおりとする．

(1)　投稿は電子ファイルによって行う．

(2)　原稿は原則として横書き・新かなづかいとし，特殊な用語以外は当用漢字を使用する．なお研究上の理由等により，縦書きを認めることもある．

(3)　原稿はＡ4用紙にダブルスペースで，表題（論文題名，著者名，英文の著者名・題名，サマリー（200字程度），キーワード（５語程度））は１段組・17行，本文は２段組・(23字×38行)（縦書きの場合は31字×25行）とし，天地・左右の余白を十分取る．著者氏名の右上に番号（１，２，３･･･）を付し，著者の所属機関名（大学は学部学科名，短期大学は学科名）を欄外に示す．

第７条　投稿原稿

枚数は，12ページ以内とする．ただし，書評・図書紹介は５ページ以内とする．

第８条　図表の作成

図表は，和文の場合は図１，表１，（英文の場合はFig. 1，Table. 1）と表示する．図はかならず正確，明瞭に描き，図の説明や記号等を付記する．なお図表は挿入場所の欄外に朱書きで明記し，原稿の所要箇所に貼りつける．

第９条　論文の構成等

(1)　論文構成は，節〔１，２，…〕，中節〔(1)，(2)，…〕，小節〔１），２）…〕の順での区別を原則とする．

(2)　句読点はコンマとピリオド，単位は%，kg，Haなどの略号であらわす．

第10条　注・文献およびURL等の記載方法

(1)　注と文献は区別し原稿末尾にそれぞれ一括して通し番号を付ける．ただし参考文献は必要最小限にとどめる．

(2)　引用文献及びURLは，以下の要領による．

１）邦文の場合　a．著者名『書名』（シリーズ名），出版社，出版年（奥付けによる），p. 若しくはpp. または頁．

b．執筆者名「論文名」，編著者名『書名』（シリーズ名），出版社，出版年，p. 若しくはpp. または頁．

c．執筆者名「論文名」，『雑誌名』巻号（年），p. 若しくはpp. または頁．

２）欧文の場合　a．姓，名頭文字，書名（出版地：出版社，出版年），p. またはpp.

b．姓，名頭文字，“論文名”，雑誌名，巻号（年），p. またはpp.

３）URLの場合　a．著者名：タイトル，URL（アクセス年月日）．

附　則

この基準は，平成６年７月20日から施行する．
この基準は，平成14年７月17日から施行する．
この基準は，平成15年４月１日から施行する．
この基準は，平成17年１月19日から施行する．
この基準は，平成21年１月21日から施行する．
この基準は，平成24年２月15日から施行する．
この基準は，平成27年６月17日から施行する．
この基準は，平成28年２月17日から施行する．
この基準は，令和４年４月１日から施行する．
この基準は，令和５年４月１日から施行する．
この基準は，令和７年11月１日から施行する．
この基準は，令和８年４月１日から施行する．

Presented by Medical*Online